

## 無人航空機機体認証の検査（登録検査機関）

### I 一般社団法人農林水産航空協会（登録検査機関）による検査事務の能力・種類・範囲

当協会が登録検査機関として国土交通省から認められた検査事務の能力・種類・範囲は以下のとおりです。

業務の能力	1. 機体認証の一部検査の能力（型式認証有）
業務の範囲	1. 飛行機 2. 回転翼航空機（ヘリコプター） 3. 回転翼航空機（マルチローター）
業務の種類	1. 第2種機体認証に関する検査の能力

業務の能力、範囲、種類に入っている機体であっても、国交省から認可を受けた「無人航空機検査事務規程」に則り検査事務を遂行できない場合、当協会では検査事務を行うことができませんのでご注意願います。

具体的には、当協会に問い合わせをお願い致します。

### II 一般社団法人農林水産航空協会（登録検査機関）に対する検査の申し込み

無人航空機の機体認証の検査事務は、「ドローン情報基盤システム」の機体認証申請の「検査方式の情報」の入力において、「検査機関の希望選択」で「一般社団法人 農林水産航空協会」を選んで申請を行ったうえで、「機体検査申込書」の提出と検査手数料の納付を当協会ですべて受けてから、実施します。

詳細については、次のお問い合わせ先まで連絡をお願いします。

#### お問い合わせ先

一般社団法人 農林水産航空協会 航空安全・技術室  
〒102-0093  
東京都千代田区平河町二丁目7番1号 塩崎ビル4階  
Tel: 03-3234-3380  
E-Mail : nsk-kensa@j3a.or.jp

なお、機体認証の制度等に対するお問い合わせについては、国土交通省のヘルプデスク（Tel：050-5445-4451）までお願い致します。